

第11次台東区交通安全計画

(令和3～7年度)

台東区交通安全協議会

交通安全区宣言

交通安全の確保は全住民の切実なねがいである。

現下本都の交通事情とりわけ下谷、浅草の二大盛り場を有する消費観光の地である本区においては、日とともに増大する交通量のため道路は狭隘となりいたるところ交通地獄の観を呈しており、区民の福祉がいちじるしく阻害されていることは、まことに憂慮にたえない。

よって台東区は、これら交通禍の絶滅を期し、交通安全意識の高揚を図り区民の総力を結集して強力な施策を全区的に推進させることを決意し、台東区を「交通安全区」とすることを宣言する

昭和 38 年 3 月 8 日

東京都台東区

目次

第1部 総論

第1章 交通安全計画策定の考え方

- 1 計画の策定主旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の推進体制

第2章 交通事故の発生状況

- 1 東京都の交通事故
- 2 台東区の交通事故
 - (1) 発生件数及び死傷者数
 - (2) 年代別交通事故死傷者数
 - (3) 高齢者の事故
 - (4) 自転車の事故
 - (5) 二輪車の事故

第3章 目標及び重点課題

- 1 目標
- 2 重点課題

第2部 講じようとする施策

第1章 重点施策

- 1 子ども・高齢者の交通安全の確保
- 2 自転車の安全利用の促進
- 3 二輪車事故等の防止
- 4 飲酒運転の根絶

第2章 道路交通環境の整備

- 1 安全安心な生活道路の構築
 - (1) 歩道の整備
 - (2) 生活道路における交通事故防止対策の推進
 - (3) 通学路等における児童等の安全確保に関する取組み
 - (4) 無電柱化の推進
- 2 交通安全施設等整備事業の推進
 - (1) 防護柵の整備
 - (2) 街路灯の整備

(3) 信号機の整備・高度化

(4) 道路標識の整備

(5) 二輪車の安全対策

3 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車走行空間の整備

(2) 放置自転車対策

4 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の抑制

(2) 不法占用物件等の排除

(3) 公園・児童遊園の整備

(4) 遊び場の維持管理

第3章 交通安全意識の啓発

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

(1) 学校等における交通安全教育

(2) 地域社会における交通安全教育

(3) 高齢者に対する交通安全

2 交通安全意識の高揚

(1) 広報活動の充実

(2) 交通安全運動

(3) 交通安全区民のつどいの実施

(4) 交通安全日等の実施

(5) 夜間・薄暮時の交通安全対策の推進

(6) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の徹底

(7) 通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動等

(8) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進

(9) 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進

第4章 自転車安全利用の促進

1 自転車利用者の交通安全教育・啓発の推進

(1) 交通安全教育の推進

(2) 自転車利用者の安全確保

(3) 自転車損害賠償保険への加入促進

第5章 道路交通秩序の維持

1 指導取締りの強化

-
- (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
 - (2) 携帯電話使用等の取締りの推進
 - (3) 二輪車対策の推進
 - (4) 自転車利用者対策の推進
 - (5) 通学路等における指導取締り
 - (6) シートベルトの着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り
 - (7) 暴走族の取締り等
 - (8) 整備不良車両の取締り

2 駐車秩序の確立

- (1) 違法駐車取締り
- (2) 区営駐車場の運営

第6章 安全運転の確保

1 安全運転の確保

- (1) 運転者教育の充実
- (2) 高齢運転者事故防止対策の推進
- (3) 二輪車事故防止対策の推進

第7章 救助・救急体制の整備

- 1 救助・救急体制の充実
- 2 救急医療体制の整備

第8章 被害者の支援

- 1 交通事故相談業務の充実
 - (1) 交通事故相談所の運営
- 2 交通事故事件被害者等に対する連絡制度
- 3 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 4 区民交通傷害保険

附属資料

- 1 台東区交通安全協議会
- 2 台東区における交通安全対策の沿革

第 1 部

総 論

第 1 章：交通安全計画策定の考え方

第 2 章：交通事故の発生状況

第 3 章：目標及び重点課題

第1部 総論

第1章 交通安全計画策定の考え方

1 計画の策定主旨

台東区は、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和50年(1975年)以降、10次にわたり「台東区交通安全計画」を作成し、台東区、警視庁及び関係行政機関等と連携し、各種交通事故防止対策をはじめ放置自転車対策など様々な交通安全に関する施策を一体的に実施してきました。

この間、施策の効果は着実に上がっており、令和2年の区内の交通事故による死傷者数は554人と、ピークである平成12年の1,956人から大きく減少しています。

しかし、未だ多くの死傷者が発生しており、そこで新たに5年間の第11次計画を策定し、安全・安心な区民生活を確保していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、「第11次東京都交通安全計画」を踏まえ、区内の道路交通の安全に関する総合的かつ計画的な対策を定めるものです。

(2) 本計画は、区と関係行政機関、各種団体が実施する交通安全に関する協働の取り組みの指針となるものです。

(3) 本計画は、交通安全に関する区民の行動指針として、自助、共助の取り組みを呼びかけるものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年です。

4 計画の推進体制

事業の実施にあたっては、台東区、警視庁、交通安全協会、道路管理者、町会、教育関係者等の代表で組織する「台東区交通安全協議会」を中心に、総合的かつ一体的な交通安全対策を推進します。

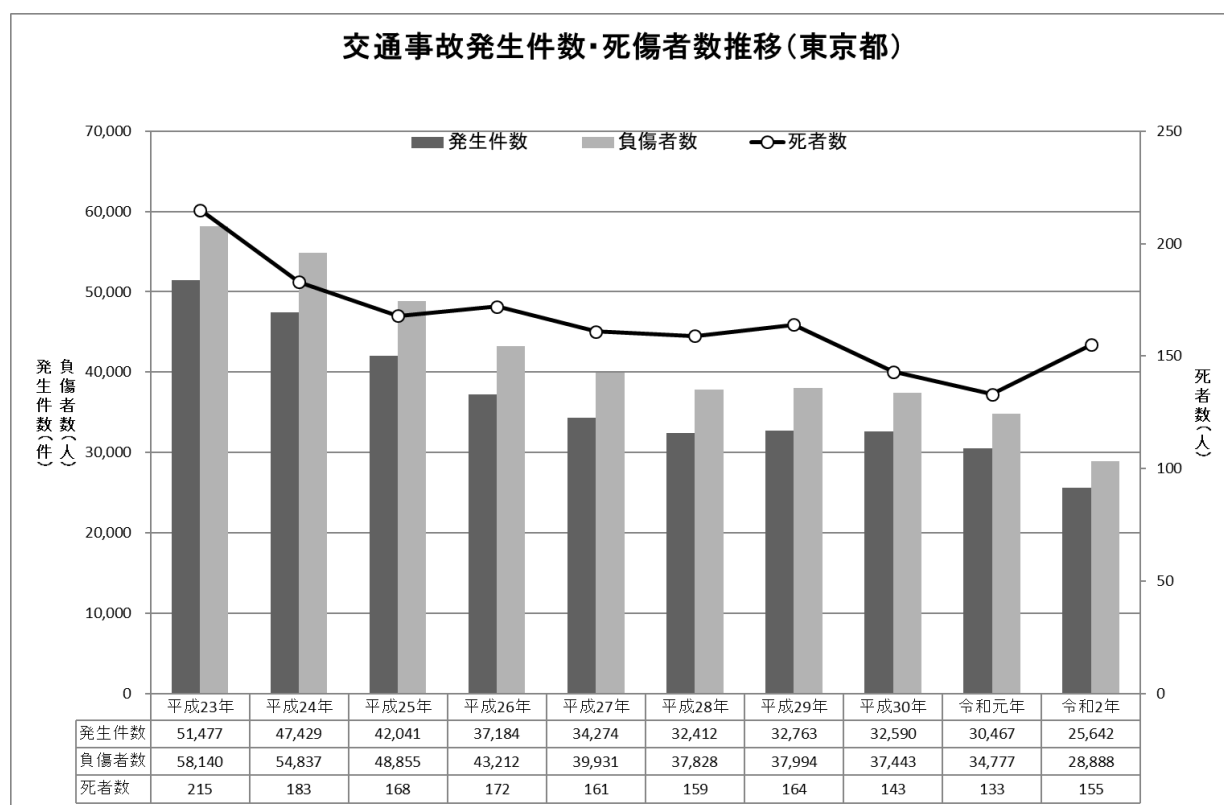
第2章 交通事故の発生状況

1 東京都の交通事故

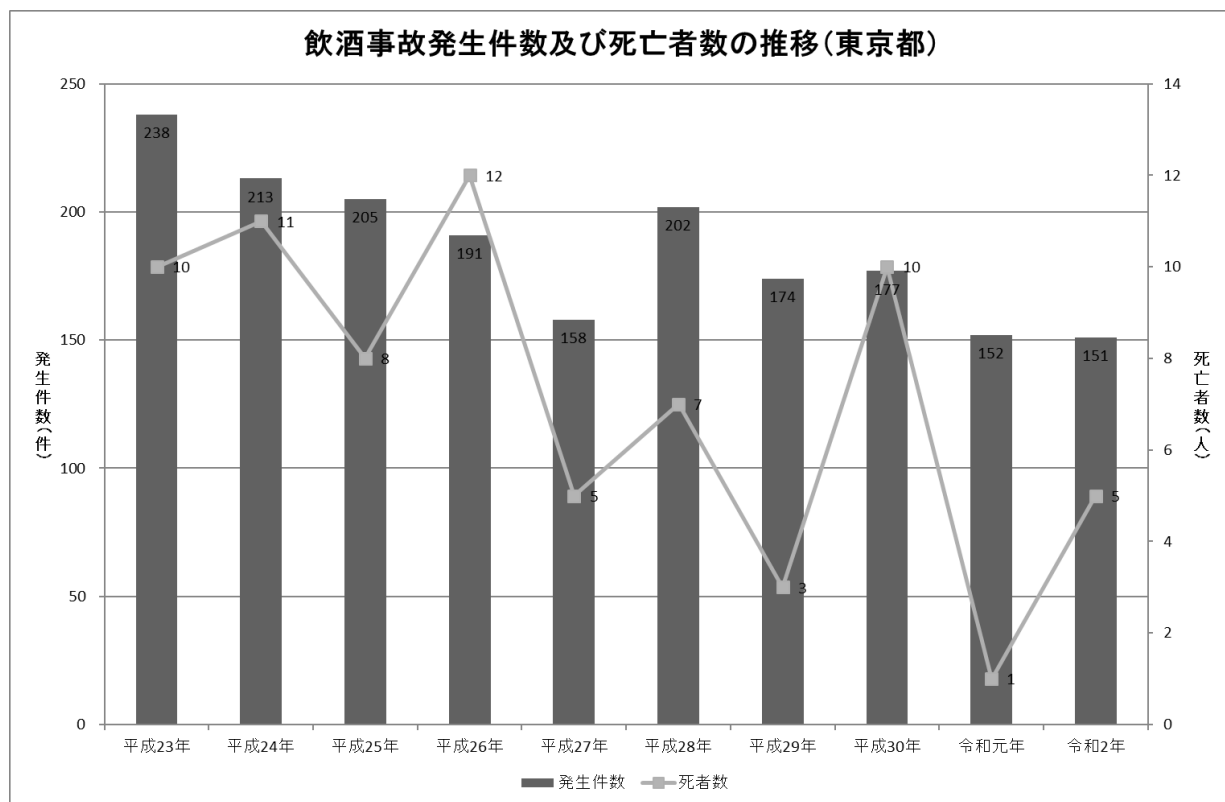
東京都内の交通事故の発生状況を10年間の推移で見ると、交通事故発生件数及び負傷者数は減少しており、10年間で半数程度に減っています。

死者数も、前年比では増加に転じる年もありましたが、減少傾向にあり、平成24年には200人を切り、令和元年には戦後最少の133人まで減少しています。

しかし、東京都の第10次交通安全計画（平成28年度から平成32（令和2）年度で掲げた目標「平成32（令和2）年までに24時間死者数125人以下、死傷者数を28,000人以下にする」は、達成することはできませんでした。



飲酒事故は、道路交通法の罰則強化等により、発生件数は大きく減少しています。死亡者数も減少傾向にはありますが、過去5年間では1件から10件までの間で推移しています。



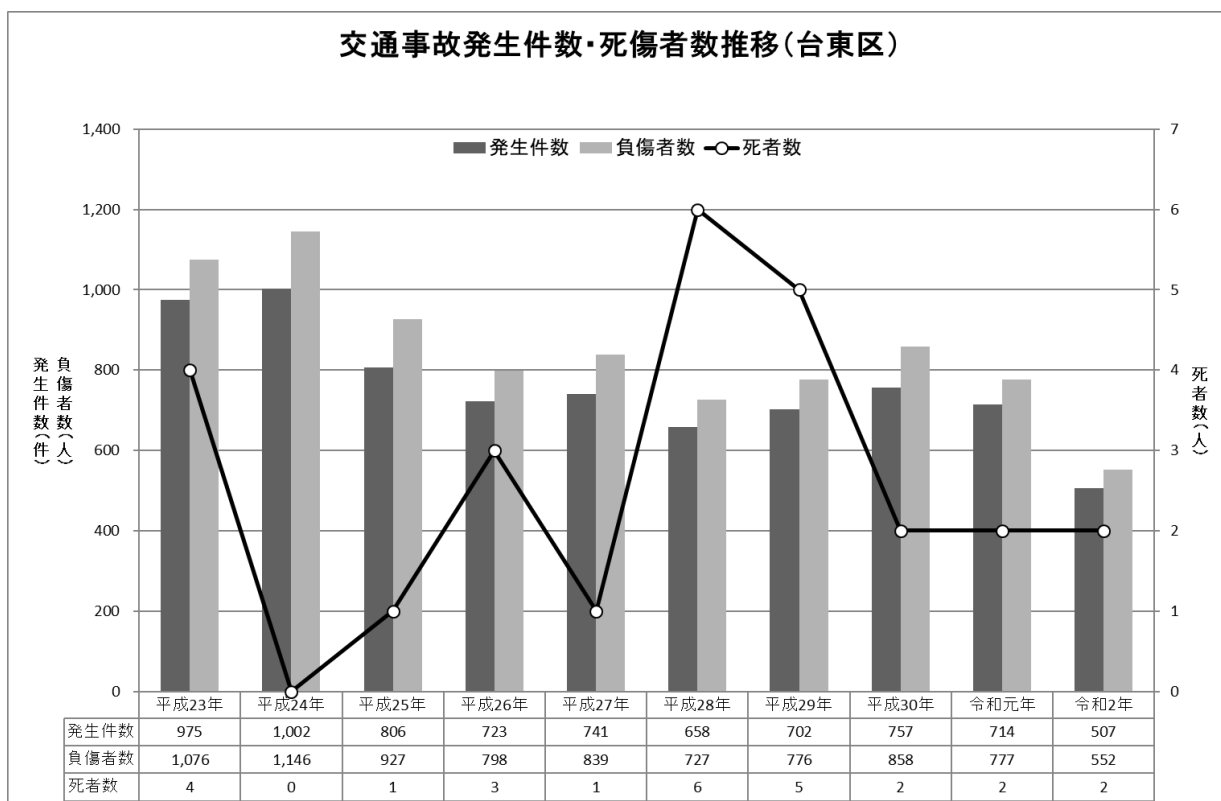
2 台東区の交通事故

(1) 発生件数及び死傷者数

区内の交通事故の発生状況を10年間の推移で見ると、交通事故発生件数及び負傷者数は、前年比で増加に転じる年もありましたが減少傾向にあります。

死者数は、6人以下で推移しており、平成24年は死亡事故ゼロを達成しました。

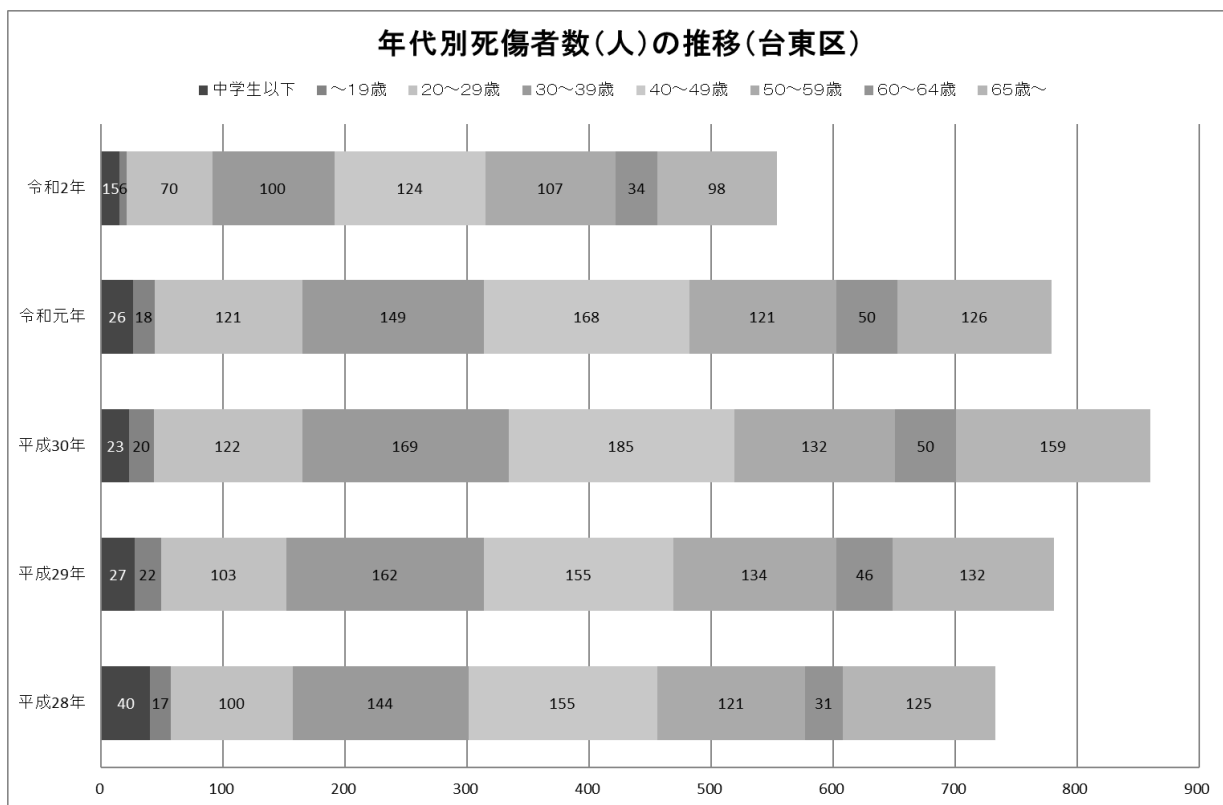
区の第10次交通安全計画（平成28年度から平成32年度）で掲げた目標「平成32（令和2）年までに年間の交通事故死者数ゼロに、交通事故負傷者の更なる減少」は一部達成することができませんでした。



(2) 年代別交通事故死傷者数

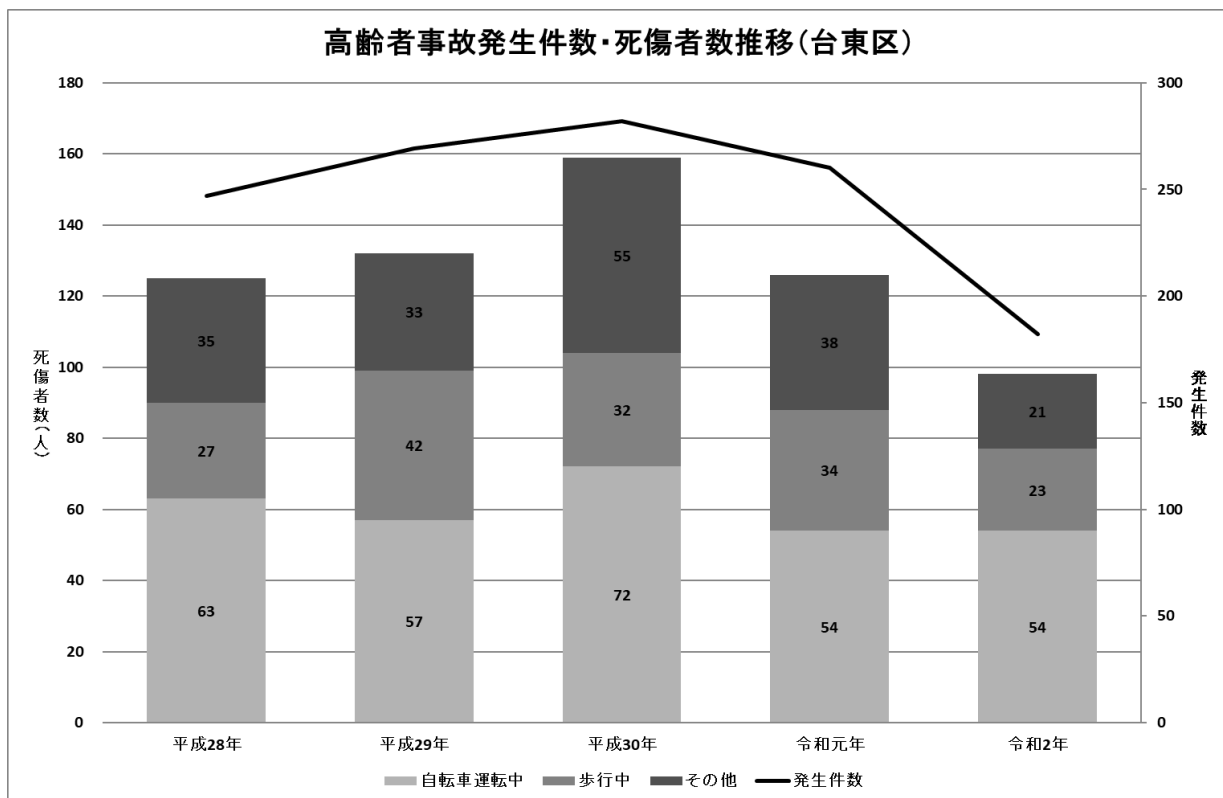
年代別の死傷者数を過去5年間の推移で見ると、平成30年をピークに全体の死傷者数が減少傾向にある中、中学生以下の子どもは、平成28年の40人から令和2年の15人と半数以下になっています。次いで30歳代が144人から100人と大きく減少しています。

しかしながら、死傷者数全体に占める割合の推移で見ると、30歳代と40歳代で全体の4割を超える状況が続いています。



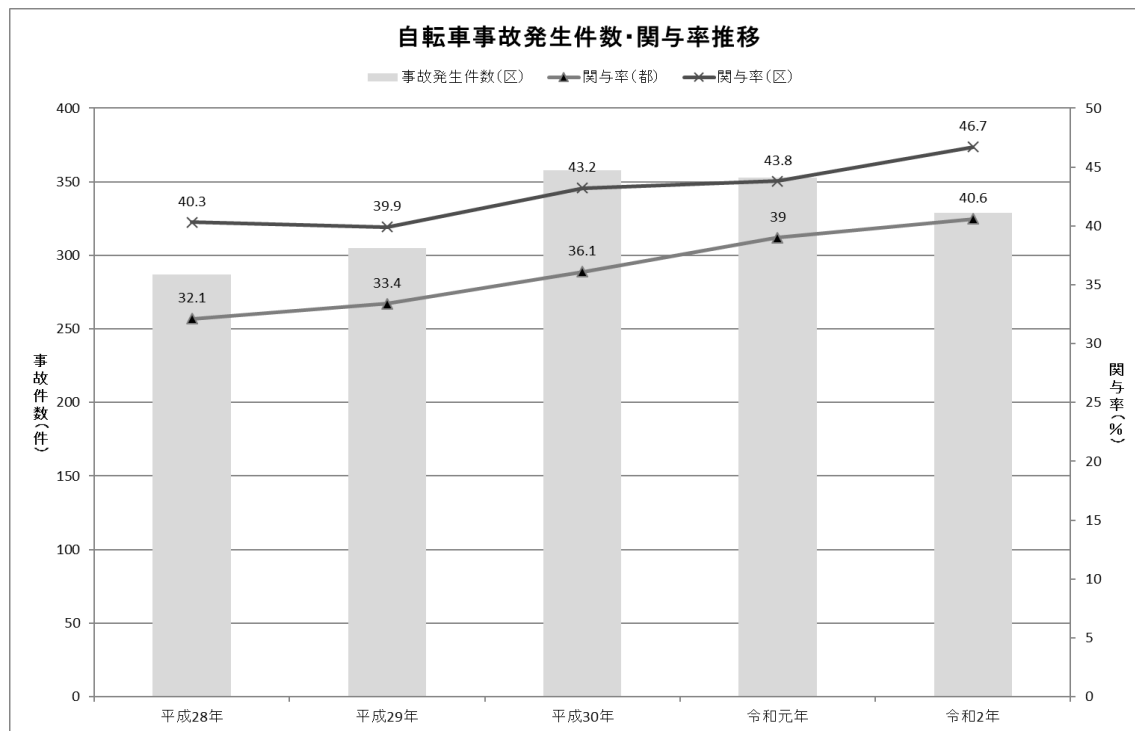
(3) 高齢者の事故

高齢者の事故発生件数及び死傷者数は、5年間の推移で見ると、平成30年をピークに減少しています。死傷者数の内、自転車運転中が第1位となっています。



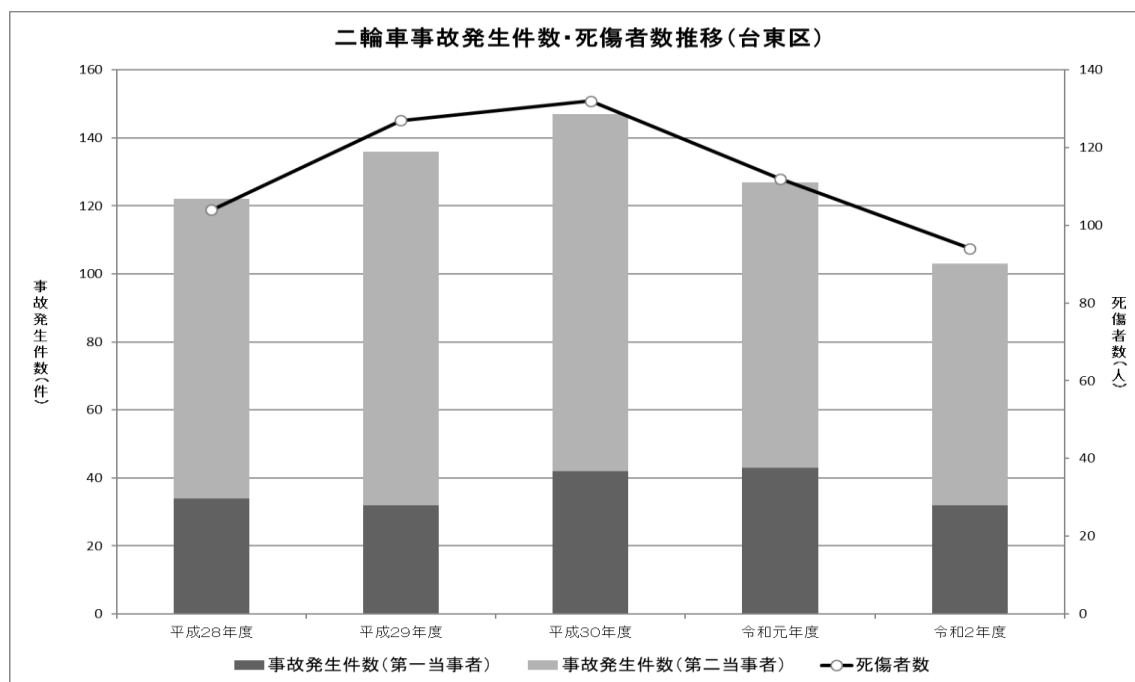
(4) 自転車の事故

自転車の事故発生件数を5年間の推移で見ると、増減を繰り返しています。また、自転車が関与する事故が全事故に占める割合（関与率）は、平成29年以降毎年増加しており、4割を超える状況が続いています。



(5) 二輪車の事故

二輪車の事故の発生件数、死傷者数を5年間の推移で見ると、平成30年をピークに減少しています。



第3章 目標及び重点課題

令和3年から令和7年までの台東区内の交通事故の状況及び指針となる第11次東京都交通安全計画(※)を踏まえ、第11次計画の目標及び重点課題を次のように定めます。

1 目標

人命尊重の理念に立ち、交通事故のない社会を実現するために、年間交通事故の死者数ゼロに、また、交通事故負傷者の更なる減少を目指します。

2 重点課題

- (1) 子ども・高齢者の交通安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 二輪車事故等の防止
- (4) 飲酒運転の根絶

※第11次東京都交通安全計画

1 道路交通事故の目標

- (1) 令和7年までに、24時間死者数を110人以下にすることを目指します。
- (2) 令和7年までに、死傷者数を27,000人以下とすることを目指します。

2 重点課題

- (1) 高齢者及び子供の交通安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 二輪車の安全対策の推進
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 先端技術の活用
- (6) 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進
- (7) 東京2020大会を踏まえた交通安全

第 2 部

講じようとする施策

第1章：重点施策

第2章：道路交通環境の整備

第3章：交通安全意識の啓発

第4章：自転車安全利用の促進

第5章：道路交通秩序の維持

第6章：安全運転の確保

第7章：救助・救急体制の整備

第8章：被害者の支援

第2部 講じようとする施策

第1章 重点施策

1 子ども・高齢者の交通安全の確保

交通事故の発生を防止するには、幼少期から交通安全に対する意識を持たせ、危険を予測し回避する能力を育むことが、効果的です。そのために幼稚園・保育園・こども園の園児、小学生、中学生といった成長段階に合わせ、学校(園)や地域の実情に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進していきます。

さらに、学校、家庭、地域等と区、教育委員会、警察等の関係機関が有機的に連携し、通学路点検等を通して、安全施設の改善や交通規制の見直し等の対策を行い、安全・安心な道路交通環境の実現を目指します。

高齢者の交通事故死傷者数の多くが歩行中又は自転車乗用中によるものであることから、歩行中又は自転車乗用中の高齢者の交通安全を図ることが重要です。歩道のバリアフリー化、信号機の整備・高度化、見やすい標識の整備等、高齢者が安心して通行できる道路交通環境の整備を、警察署をはじめ関係機関と協働して推進します。

一方、都内の統計で、歩行中の高齢者が亡くなった事故では、歩行者側にも何らかの違反があった割合が半数を占めています。

高齢者の中には、運転免許証を保有したことがなく、交通安全教育を受ける機会が少ない方も存在すると考えられます。また、個人差はあるものの、加齢に伴う身体機能等の低下を認識してもらう必要もあります。シニアクラブ等を通じて交通ルールや高齢者の交通事故の実態に関する情報を提供する等、交通安全教育を推進します。

2 自転車の安全利用の促進

自転車は誰もが手軽に乗れて、環境にも優しく健康にも良い乗り物です。一方、区内で発生する交通事故の中で、自転車に関与する割合が、約4割と高い状況が続いています。その原因として、自転車が車両の一部であるという認識が低く、自転車利用のルールやマナーの遵守が徹底されていないことがあげられています。

また、自転車が加害者となり、高額な賠償命令が出される事例が発生しています。

区では、自転車の安全利用を促進するため、平成27年10月に「自転車安全利用促進条例」を施行しました。また、令和2年4月より、東京都全域で自転車利用中の賠償責任保険等への加入が義務付けられ、さらに区においては同年10月より自転車の点検整備を義務化し、自転車利用のルールやマナー遵守の徹底と、点検整備や賠償責任保険の加入を促進しています。

さらに、自転車の走行環境を整えるため、自転車走行空間の整備、放置自転車対策の推進等にも取り組んでいきます。

3 二輪車事故等の防止

都内の統計では、二輪車乗車中の死者数は依然として死者の約4分の1を占めており、この割合は全国と比較して高い状況となっています。また二輪車乗車中の死者のうち、5割は頭部損傷、2.5割は胸部損傷が主因で亡くなっています。運転技能の向上、道路交通環境の整備に加え、被害を軽減するため、ヘルメットの正しい装着や胸部プロテクターの着用を促進するための啓発活動等、安全対策を進めていきます。

4 飲酒運転の根絶

飲酒運転は自ら酒を飲み、なおかつ自動車等を運転するという点で、一般的な交通違反・交通事故よりも悪質と言えます。また、アルコールは人の認知判断能力を低下させることから、飲酒以外の事故に比べて重大事故に直結することが多く、飲酒運転中の致死率は交通事故全体の致死率より高くなっています。

全国・都内における飲酒運転による事故は、危険運転致死罪の創設・厳罰化、道路交通法の罰則強化などにより、大きく減少しましたが、根絶には至っていません。そのため、警察署と協力し「飲酒運転させない TOKYO キャンペーン」等をはじめとして、継続的な啓発・取締り活動を行うことを推進しています。

第2章 道路交通環境の整備

1 安全安心な生活道路の構築

(1) 歩道の整備

歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道の未整備区間や幅員の狭い区間において、歩道の整備を進めます。

歩道の整備にあたっては、車いすでもすれ違うことのできる2m以上の幅員確保や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーに対応し、誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に取り組みます。

(2) 生活道路における交通事故防止対策の推進

生活道路における歩行者及び自転車利用者の交通事故を防止するため、最高速度30km/hの区域規制等を前提とするゾーン30を整備し、ゾーン内における速度の抑制や通過交通（抜け道）の抑制・排除を進めていきます。

さらに、カラー舗装や区画線等の交通安全施設の整備を行い、交通事故防止対策を進めていきます。

(3) 通学路等における児童等の安全確保に関する取組み

東京都安全安心まちづくり条例に基づく「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」（平成27年8月28日27青総安第186号）により、警察署長、学校等の管理者、通学路等の管理者、児童等の保護者及び地域住民が連携して実施する安全点検や登下校時の見守り活動など、通学路等における児童等の安全を確保するための取組みを促進します。

また、令和元年6月18日第2回昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議にて「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定され、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保や高齢者の安全運転を支える対策のさらなる推進等への取組が強化されました。

(4) 無電柱化の推進

昨今の大規模地震や大型台風等、自然災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防ぐなど、都市防災機能の強化とともに、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、無電柱化を推進します。

2 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 防護柵の整備

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、防護柵を整備します。

(2) 街路灯の整備

地域及び道路の特性や交通量等の諸条件を考慮しつつ、長寿命な機器の採用等を促進し、日々の維持管理においても、定期的な巡回により不点灯などの異常の早期発見、修理を行うことで、夜間の事故防止に努めます。

(3) 信号機の整備・高度化

歩行者と車両の通行を時間的に分離することで、右左折車両による横断歩行者の巻き込み事故防止に大きな効果を期待できる歩車分離式信号機の整備を推進します。

また、高齢者や児童が安心して横断歩道を渡ることができるよう、青信号時の残り時間や赤信号時の待ち時間を表示する「ゆとりシグナル（経過時間表示機能付歩行者用灯器）」の整備等を推進します。

(4) 道路標識の整備

道路利用者の安全で円滑な移動を確保するため、標識板の大型化や超高輝度化を図るなど、車のドライバーや歩行者にとって見やすくわかりやすい道路標識の整備を推進します。

(5) 二輪車の安全対策

安全な交差点通行を確保するため、ゼブラ導流帯の設置等交差点改良を推進します。

カーブ地点対策として、滑り止め舗装やカラー舗装等の整備や減速表示、視線誘導標の設置等による安全対策を推進します。

3 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車走行空間の整備

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、自転車推奨ルートを中心に、自転車ナビマーク等の設置による自転車走行空間の整備を進め、車道の左側を通行するという自転車の基本ルールの徹底を図るとともに、自動車等のドライバーに自転車が通行することを意識づけることにより接触事故の防止を図ります。

(2) 放置自転車対策

歩道上への自転車の放置により、歩行者、特に障害者、高齢者、幼児等の安全が脅かされています。「東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」により、次の対策を推進します。

ア 自転車駐車場の整備

通勤、通学等で鉄道駅までの自転車利用者に対応するため、現在、区内の鉄道駅周辺には、田原町駅を除き自転車駐車場が設置されています。

駅によっては、収容台数等が不足している状況にあることから、他の施設との合築や道路等の活用の検討を進めていきます。

イ 放置自転車禁止の啓発活動

区民の理解、協力を得るために、広報たいとう、区ホームページ、CATV、チラシの配布、立て看板の設置等のPR活動の強化とともに、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を適宜実施し、放置自転車禁止を呼びかけていきます。

ウ 放置自転車に対する規制

駐輪施設のある駅周辺を放置禁止区域に指定して、放置自転車の撤去の強化を図っていきます。さらに、「放置禁止区域外」で、商業施設や集合住宅前等の放置自転車に対しても警告等を行い放置自転車の抑制を図ります。

4 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の抑制

工事等による道路の一時使用及び占用については、道路交通の安全と円滑を確保するため、極力抑制する方針のもと適正な許可を行います。また、道路の無秩序な掘り返し及び工事による交通事故等を未然に防止するため、道路の掘削を最小限に抑えるよう工事の施行期間、施工方法について調整を図ります。

(2) 不法占用物件等の排除

歩行空間の確保、交通事故防止、災害時の避難路確保を図るため、常時道路パトロールを実施し、工事の保安確保施設の整備指導、不法占用物件の排除・防止に努めます。

(3) 公園・児童遊園の整備

幼児・児童等の路上遊戯等による事故の防止を図るため、安全で快適な遊び・レクリエーションの場を提供し、誰もが憩いの場として利用できる公園・児童遊園の整備を推進します。

(4) 遊び場の維持管理

区民の理解と協力を得て民間所有地に設置した幼児・児童のための「遊び場」を適切に維持管理します。

第3章 交通安全意識の啓発

1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、人命尊重の理念に基づいて、一人一人が自分のみならず、他者に対しても健康と安全を願い生命を大切にす豊かな心をもった人間の育成を目標とします。

すなわち、①自他の生命を尊重し、交通事故を防止し、健康で安全な社会の形成者として積極的に活躍できる人間の育成を目指すこと。②進んで正しい交通ルール、交通マナーを守り、的確な状況判断のもとに安全に行動し、交通災害から身を守る態度、能力を身に付けさせること。③交通安全に必要な基礎的事項について、理解を深めるとともに、良好な環境の保持に対する意識を高め、実践する態度を養うことをねらいとします。

(1) 学校等における交通安全教育

交通安全教育は、学校の全教育活動を通して行なわれるものです。そのねらいとして、「自他の生命を尊重する態度の育成」「安全に身を処する能力の育成」「良好な環境の保持に対する意識の育成」などがあり、教育の本質である人間形成の一端を受けもつ重要な教育です。これまでに、公私立幼稚園・保育園・こども園、小学校、中学校の努力によって、この教育が成果を挙げているところですが、道路交通を取り巻く状況は、依然として、厳しい傾向にあります。

今後は更に一層、交通事故件数の着実な減少を図るため、次の事柄に重点をおいて指導を図っていきます。

ア 幼児・児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育の促進

安全教育を行うにあたって、幼児・児童・生徒の発達段階に応じ、年間指導計画に基づいて実施します。

幼児においては、第一に家庭の積極的な協力を得ることが必要です。そして、幼児の心身の発達段階を十分考慮したうえで、日常の教育活動を充実させ、幼児の心身の調和の取れた発達を助成しながら、安全についての意識を培うようにします。

児童・生徒においては、その発達に応じて、基礎的な交通安全に関する事項を理解させるとともに、それが単なる知識にとどまることなく、学校周辺の道路における歩行訓練や校内での自転車教室等の実践的・体験的な指導を通じて具体的

な方法を身に付けさせ、実践できるよう指導の充実に努めます。

また、それが人間尊重の理念に根ざした確固たる意識となるよう、教育活動の全領域との関連において指導の徹底を図っていきます。

イ 警察との連携による指導の推進

各幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校においては、各警察署との積極的な連携を図り、年間指導計画を立て、それぞれの学校（園）や地域の実態に応じた交通安全教育の推進に努めます。

特に、幼稚園・こども園と小学校においては、管轄する警察の協力を得て、歩行訓練や自転車教室等の実地指導を実施します。

ウ 指導の工夫

次のような指導の場を活用し、各学校（園）が工夫して指導します。

① 安全指導日等における指導

交通安全教育の学習内容については、子供たちが理解しているだけでなく、それが実践できなくてはなりません。したがって、繰り返しの学習であっても子供たちが常に新たな気持ちで意欲的に学習できるように教材の選択や指導方法を工夫します。

② 学級活動における指導

始業前や帰りの会、降園時など短い時間の指導のなかで行う交通安全指導が非常に重要です。この指導を効果的に行い、徹底を期するための指導方法の工夫をします。

③ 発達段階に応じた指導

幼児への指導については、保護者の協力が不可欠であることから、幼稚園・保育園・こども園では保護者への周知にも力を入れています。

エ 学校と家庭、地域社会との連携

幼稚園・保育園・こども園・小学校で、家庭や地域の方の協力を得て、道路の横断・歩行訓練や自転車教室等の実践的・体験的な指導を実施します。

子供の交通事故の多くは、下校（降園）後に集中して起こっていることから、帰りの会や降園時の連絡で指導の徹底が図られるよう工夫します。あらゆる機会を捉え、家庭、地域社会への啓発を進めるなど、学校との一層の連携を図ります。

オ 交通安全教育教材の配布

家庭における交通安全教育の教材として、幼稚園、保育園、こども園の幼児に交通安全絵本を配布しています。

(2) 地域社会における交通安全教育

交通安全教育の効果をより一層浸透させていくため、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員、町会、PTA、交通少年団等の組織に対して、その活動の充実のための助言、指導、指導者の養成等を行い、その自主的な活動を促進するとともに、構成員に対する安全教育を実施してその資質を高めます。

(3) 高齢者に対する交通安全

高齢歩行者の事故は自宅の近くで起きていることが多いという統計があることから、シニアクラブ等を通じて、地域での事故の発生個所の把握、高齢者の事故の実態や加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえた参加、体験、実践型の交通安全教室を行ない、身近な地域ごとの交通安全教育を推進します。

また、高齢運転者が関わる交通事故の減少を図るため、満65歳以上で運転免許を自主返納された方に記念品を配布する事業を行う等、運転免許の自主返納を促進します。

2 交通安全意識の高揚

(1) 広報活動の充実

交通ルールやマナー、交通事故の状況等の情報提供等の広報活動を、広報たいとう、区ホームページ、CATV、ポスター、パンフレット等多様な広報媒体や区主催のイベント等の機会を捉え、効果的に実施します。

また、増加する外国人向けにパンフレット等の多言語化対応を実施します。

(2) 交通安全運動

全国交通安全運動は、区民一人ひとりに交通安全知識を普及し、その交通安全思想の高揚を図るとともに、心にゆとりをもった正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、春と秋に全国一斉に実施しています。

その他年末の「T O K Y O交通安全キャンペーン」等の交通安全運動を、行政機関、地域住民、交通関係団体が一体となって行い、区民に交通ルールの遵守と

交通マナーの向上を呼びかけていきます。

(3) 交通安全区民のつどいの実施

交通安全運動の効果を一層上げるために、秋に区民を対象に「交通安全区民のつどい」を開催しています。区民と各交通安全協会・各警察署及び区が一体となり、多くの参加者がつどい、交通事故防止の徹底を確認します。

また、感染症の拡大等により、イベントの開催が困難な場合は、対面によらない交通安全教育や啓発活動の実施を警察などの関係機関と連携して検討します。

(4) 交通安全日等の実施

毎月20日と27日を台東区交通安全日として設定し、「思いやりの心」を基調とした交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけ、毎月10日の東京都の交通安全日と合わせ交通安全意識の普及浸透を図り交通事故防止と道路交通の安全を図っていきます。

(5) 夜間・薄暮時の交通安全対策の推進

夜間や薄暮時（日没の前後それぞれ1時間）の歩行者や自転車の交通事故を防ぐため、反射材やスポークリフレクター等の有効活用や外出時に目立つ色の服装の着用等の対策について広報啓発に努めます。

また、自転車を含む車両の前照灯の早めの点灯を呼び掛けます。

(6) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の徹底

飲酒運転の取締りを強化するとともに、「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」をはじめとするキャンペーンやメディアを通じて区民に対して広く「飲酒運転等の根絶」を訴えます。

また、酒類提供飲食店等に対しては、チラシの配布やポスター等の掲示「ハンドルキーパー運動」(※)を積極的に広報し、飲酒運転をさせない気運を醸成し、飲酒運転の根絶を目指します。

※ハンドルキーパー運動……自動車を使ってグループで酒類提供飲食店に行く場合、グループ内で酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者(ハンドルキーパー)を決め、飲酒運転を根絶しようとする運動

(7) 通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動等

「通学路安全運転呼びかけ隊」や各種キャンペーン等の機会を通じて、通学路の周辺を通行するドライバーに対する速度抑制や子供を交通事故から守るための広報啓発を推進します。

(8) シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進

各種講習会や街頭キャンペーン等の機会を利用し、後部座席を含むシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの必要性・着用効果の広報啓発を推進します。

(9) 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、区民のライフスタイルや交通行動への影響がみられます。交通事故発生状況や事故防止対策への影響に関して、必要な対策を講じてまいります。従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供など、対面によらない交通安全教育や啓発活動を推進します。

第4章 自転車安全利用の促進

1 自転車利用者の交通安全教育・啓発の推進

(1) 交通安全教育の推進

ア 区立小中学校

自転車利用の基本的なルールである「自転車安全利用五則」を中心に、自転車の正しい乗り方、点検整備等を実践的に身に付けるための交通安全教室を、警察署と協働して区立小中学校で展開します。

小学校においては、受講者に自転車運転免許証を発行し知識・技術の習得の達成感を得させ、中学校においては、スタントマンが事故を再現する、スケアード・ストレート方式を用いる等、発達段階に応じた内容の交通安全教室を実施します。

イ 自転車安全利用講習会

義務教育修了者に対して、「自転車安全利用五則」や区内の自転車事故の実態等を内容とする自転車安全講習会を実施します。

ウ 区主催イベント

区主催のイベント等の機会を捉え、自転車シミュレーターを使用し、自転車の安全な乗り方について実践的に学ぶ機会を提供するなど、自転車の安全利用の意識の高揚を図ります。

自転車安全利用五則

- ア 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- イ 車道は左側を通行
- ウ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- エ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- オ 子どもはヘルメットを着用

(2) 自転車利用者の安全確保

ア 自転車の安全性の確保

①点検整備の促進

「TSマーク」の普及

自転車安全整備店で点検整備した自転車に貼付けされ、傷害保険及び賠償責任保険が附帯されている「TSマーク」の取得費用の助成を通じて、その普及に努め、点検整備を促進します。

②「SGマーク」等の普及

製品安全協会が消費生活用製品安全法に基づく安全基準に適合したものにつける「SGマーク」付自転車の普及に努めます。

イ 幼児用ヘルメットの着用促進

都内における自転車の死亡事故では、損傷主部位は約7割が頭部となっており、万が一の事故に備え、自転車ヘルメットの着用促進が重要な課題です。

自転車の転倒事故から子どもを守るため、さらに幼少時からヘルメットの着用を習慣化することを目的に、1歳児を対象に、幼児用ヘルメットを無償で配付する事業を引き続き行い、着用を促進していきます。

(3) 自転車損害賠償保険への加入促進

対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故で、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、「TSマーク」取得費用の助成事業や自転車損害賠償保険の加入を促進していきます。

第5章 道路交通秩序の維持

1 指導取締りの強化

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態等の緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害等の交差点違反等重大交通事故の直接または主要な原因となっている違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

道路交通法の改正により、令和2年6月30日から妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則が創設されました。

また、飲酒運転、無免許運転、またはこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類もしくは自動車等の提供罪、同乗罪等のほか、教唆・幫助行為等の確実な立件に努めます。

(2) 携帯電話使用等の取締りの推進

近年、携帯電話やスマートフォンの画像を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にある情勢を踏まえ、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げる改正法が令和元年12月1日に施行されました。携帯電話使用等は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

(3) 二輪車対策の推進

二輪車の死亡・重傷事故が多発している路線を重点に、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反（速度超過、進路変更、割り込み等）の指導取締りを強力に実施するとともに、軽微な違反者等に対しても積極的な指導警告を実施するなど、安全運転意識の高揚を図ります。

(4) 自転車利用者対策の推進

交通ルール・マナーを守らない利用者に対して、「自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカード」を活用した街頭指導を強化するとともに、ヘルメットの着用について働き掛けを行います。

また、悪質・危険な違反者に対しては、自転車講習制度の適用を視野に入れ、交通切符等による取締りを実施します。

(5) 通学路等における指導取締り

通学路等における児童の安全を確保するため、重点通学路の登下校時間帯等を勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害をはじめとする児童の安全確保のための指導取締りを推進します。

(6) シートベルトの着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り

万が一事故の際に、被害を減らせるよう、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底に向けた座席ベルト装着義務違反等の、指導取締りを実施します。また、交通事故発生時における乗員の被害軽減を図るため、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について指導を推進します。

(7) 暴走族の取締り等

ア 暴走族や違法行為を敢行する旧車會グループ(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ)に対しては、道路交通法のほか、あらゆる関係法令を適用し、検挙の徹底を図ります。

イ 被疑者の逮捕や使用車両の押収等を推進するとともに、暴走族等の組織解体を図ることにより暴走行為の抑止に努めます。

ウ 暴走族等の実態に関する情報発信や関係機関・団体との連携強化を通じて、暴走族等を許さない社会環境づくりに努めます。

(8) 整備不良車両の取締り

整備不良車両や不正改造車の走行は、道路交通秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等により環境悪化の要因ともなっています。また、保安基準に適合していない自動車による爆音走行や公道上で競走行為等、危険・迷惑な行為を防止するため、関係機関と連携し、指導取締りを実施していきます。

2 駐車秩序の確立

(1) 違法駐車取締り

ア 使用者責任の追及等

放置車両確認機関の適正かつ効果的な運用を図り、運転者責任が追及できない場合は、放置違反金制度による「滞納処分」や「車両使用制限命令」等を行い使

用者の責任追及を徹底します。

イ 重点的取締り

違法駐車の実態に応じ、地域毎に重点的に取締りを行う場所や時間帯を定めた「取締り活動ガイドライン」を中心とする指導取締りを強化するとともに、悪質性の高い違反に関しては、移動措置を含む取締りを推進し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(2) 区営駐車場の運営

路上駐車解消による道路交通の円滑化及び地域の活性化等を図るため、区営駐車場2か所を整備し運営を行っています。今後も区営駐車場のより一層の利用促進を図り、路上駐車解消に努めます。

第6章 安全運転の確保

1 安全運転の確保

(1) 運転者教育の充実

ア 運転者教育の効果的推進

最近の交通情勢を踏まえ、交通教育の一層の充実を図るため個々の心理的・性格的な適正を踏まえた教育、交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育などの随時見直しを行い、運転実務に必要な知識と判断能力を習得させるための運転者教育の充実に努めます。

特に、高齢者をはじめとする交通弱者に対する思いやりのある交通安全意識の高揚の促進や交通事故の被害者、遺族の声を反映した運転者教育の充実に努めます。

イ 更新時講習の充実

交通事故の減少を図るため、運転免許証の更新の際に受講する更新時講習（優良、一般、違反、初回）において、最近の交通事故の現状と対策等についての講義を行うほか、講習指導員の資質向上、講習資器材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努めます。

(2) 高齢運転者事故防止対策の推進

ア 高齢者講習の充実

- ① 70歳以上の運転免許更新者に対して、受講が義務付けられている高齢者講習では、安全運転に関するDVDの視聴覚教養、運転適性検査、実車による運転指導等を実施し、加齢に伴って生じる身体機能の低下が、運転に影響を及ぼすことを理解させる講習を行います。
- ② 75歳以上の運転免許更新者に対しては、高齢者講習実施の前に認知機能検査を実施し、その検査結果に基づいた高齢者講習を行います。
- ③ 道路交通法の一部改正（平成29年3月12日施行）により、免許更新後の高齢者（75歳以上）のうち基準違反行為をした運転者には、臨時認知機能検査を義務付け、その結果、更新時よりも認知機能の分類が低下したものには、臨時高齢者講習を行います。

イ 臨時適正検査の充実

認知機能検査において認知症のおそれがあると認められた人に対しては、主治医の診断書の提出または、公安委員会の認める医師の診断を受けていただきます。

(3) 二輪車事故防止対策の推進

ア 二輪車利用者の交通安全意識の高揚

二輪運転者に対し、関係機関・団体と連携した二輪車実技講習をはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に実施します。

また、自体防護としてヘルメットのあごひもの確実な結着及び胸部プロテクターの着用促進を図ります。

イ 二輪車安全運転推奨シール交付制度

実技教室への積極的な参加を促すため、二輪車安全運転推奨シールを受講者に対して交付し、模範運転者としての自覚を促し、交通安全意識の高揚を図ります。

第7章 救助・救急体制の整備

1 救助・救急体制の充実

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急医療機関等との連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図るとともに、現場におけるバイスタンダー（※）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED※）を含めた応急手当等の普及啓発を積極的に推進します。

※バイスタンダー その場に居合わせた人

※AED Automated External Defibrillator

2 救急医療体制の整備

台東区救急医療機関一覧

（令和3年4月1日現在）

区分	名称	所在地	電話
二次救急	浅草病院	今戸 2-26-15	03(3876)1711
二次救急	永寿総合病院	東上野 2-23-16	03(3833)8381
初期救急	上野病院	東上野 3-23-4	03(3833)8111
初期救急	浅草寺病院	浅草 2-30-17	03(3841)3330
初期救急	区立台東病院	千束 3-20-5	03(3876)1001
初期救急	滝口外科胃腸科整形外科	寿 3-2-7	03(3844)2276

第 8 章 被害者の支援

1 交通事故相談業務の充実

(1) 交通事故相談所の運営

(財)東京都交通安全協会は、都内 7 箇所に交通事故相談所を設置運営し、専門の相談員及び非常勤の弁護士を配置して、交通事故被害者等からの交通事故相談に的確に対応します。また、研修会等の開催や関係機関との連携により相談体制等の充実・強化を図ります。

区内には、台東区役所 1 階に、台東交通事故相談所が設置され、平日の 8 時 30 分から 16 時まで相談業務を行っています。

台東交通事故相談所 相談受付件数推移

年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
受付件数	1,131 件	1,211 件	1,099 件	984 件	600 件

2 交通事故事件被害者等に対する連絡制度

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を活用するほか、特に、ひき逃げ事件の被害者、交通死亡事故事件の遺族、交通重傷事故事件の被害者などに対しては、その要望を確認した上で、捜査の進展状況、被疑者の検挙、逮捕被疑者の処分等について適時適切な連絡を行い、必要な情報を提供することにより、被害者を支援します。

3 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額な賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、台東区自転車安全利用促進条例に基づき、自転車損害賠償保険の加入を進めるため、広報やホームページ等で、周知に努めるほか、TS マークの取得費用助成事業の実施や区民交通傷害保険に「自転車賠償責任プラン」が付帯されたコースを設けています。

4 区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は台東区が加入窓口となり、少額の保険料で加入できる保険です。日本国内・国外を問わず車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

また、区民交通傷害保険の各コースの中には、日本国内において自転車または身体障がい者用車いすの所有、使用または管理に起因して他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害賠償金や費用をお支払いする「自転車賠償責任プラン」もあります。

保険期間は加入年の4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時の1年間です。加入申込は年1回（2月、3月）で区内金融機関、区民課、区民事務所等の窓口で行います。

附属資料

- 1 台東区交通安全協議会
- 2 台東区における交通安全対策の沿革

付属資料

1 台東区交通安全協議会

台東区交通安全協議会規約

昭和38年9月1日制定

(目的)

第1条 台東区交通安全協議会（以下「協議会」という。）は、台東区内の交通安全に関する行政機関及び団体相互の密接な連絡調整を図るとともに、総合的施策を策定し、もって交通事故と交通公害のない安全で住みよい台東区を築くために設置する。

(名称)

第2条 協議会は、台東区交通安全協議会という。

(事務局)

第3条 協議会事務局は、台東区都市づくり部交通対策課内におく。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため関係機関及び関係団体が行う次の事業について協議する。

- (1) 交通安全計画の策定
- (2) 交通安全思想の普及徹底
- (3) 交通環境の整備
- (4) 交通安全運動の推進
- (5) その他、交通安全に必要な事業

(構成)

第5条 協議会は、別表1に定める区内関係官公庁関係団体及び学識経験者をもって構成する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、台東区長とする。
 - 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
 - 4 会長は、本協議会を代表し会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。代理する順序については、会長が別に定める。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、必要のつど会長が招集する。

(幹 事)

第8条 協議会に幹事をおき、別表2に定める職にあるものをもって充てる。

- 2 幹事をもって幹事会を構成する。
- 3 幹事会の長は互選とする。
- 4 幹事会は、会長の指示により台東区副区長の職にある委員が招集する。
- 5 幹事会の協議事項は、協議会に提出する議案の審議及び会長から特に指示された事項とする。
- 6 幹事会の協議事項は、そのつど会長に報告しなければならない。

(別表1)

台東区交通安全協議会委員

会 長	台 東 区 長	
副会長	台 東 区 議 会 議 長	上 野 警 察 署 長
委 員	台東区議会交通対策・地区整備特別委員会委員	東 京 国 道 事 務 所 長
	東京都第六建設事務所長	竹町地区町会連合会長
	東上野地区町会連合会長	上野地区町会連合会長
	入谷地区町会連合会長	金杉地区町会連合会長
	谷中地区町会連合会長	浅草橋地区町会連合会長
	浅草寿地区町会連合会長	雷門地区町会連合会長
	馬道地区町会連合会長	清川地区町会連合会長
	台東区シニアクラブ連合会長	下 谷 警 察 署 長
	浅草警察署長	蔵前警察署長
	上野消防署長	浅草消防署長
	日本堤消防署長	上野交通安全協会長
	下谷交通安全協会長	浅草交通安全協会長
	蔵前交通安全協会長	台東区商店街連合会長
	上野観光連盟会長	下谷観光連盟会長
	浅草観光連盟会長	浅草みなみ観光連盟会長
	中学校PTA連合会長	小学校PTA連合会長
	中学校校長会長	小学校校長会長
	区立幼稚園長会長	私立幼稚園連合会長
	台東区副区長	台東区教育長
	台東区企画財政部長	台東区用地・施設活用担当部長
	台東区総務部長	台東区危機管理室長
	台東区国際・都市交流推進室長	台東区区民部長
	台東区文化産業観光部長	台東区福祉部長
	台東区健康部長	台東区環境清掃部長
	台東区都市づくり部長	台東区土木担当部長
	台東区会計管理室長	台東区教育委員会事務局次長

(別表2)

台東区交通安全協議会幹事

上野警察署交通課長
浅草警察署交通課長
台東区企画財政部企画課長
台東区総務部総務課長
台東区総務部人権・男女共同参画課長
台東区危機管理室生活安全推進課長
台東区区民部子育て・若者支援課長
台東区福祉部障害福祉課長
台東区環境清掃部清掃リサイクル課長
台東区都市づくり部都市計画課長
台東区都市づくり部土木課長
台東区教育委員会学務課長
台東区教育委員会指導課長
台東区教育委員会生涯学習課長

下谷警察署交通課長
蔵前警察署交通課長
台東区企画財政部財政課長
台東区総務部広報課長
台東区危機管理室危機・災害対策課長
台東区区民部区民課長
台東区福祉部高齢福祉課長
台東区健康部健康課長
台東区清掃事務所長
台東区都市づくり部交通対策課長
台東区教育委員会庶務課長
台東区教育委員会児童保育課長
台東区教育委員会教育改革担当課長

2 台東区における交通安全対策の沿革

昭和 37 年 3 月 31 日	台東区議会に交通安全対策特別委員会を設置
昭和 38 年 3 月 8 日	台東区議会で「交通安全区宣言」を決議
9 月 1 日	台東区交通安全協議会を設置
昭和 39 年 9 月 16 日	台東区交通安全運動区民大会を開催、台東区交通安全宣言を行う
昭和 41 年 3 月	交通安全宣言区塔を台東区上野 1 丁目に設置
昭和 47 年 2 月	「交通安全の手引き(第 1 集)」を発行
3 月	「台東区の交通安全(昭和 47 年)」を発行
昭和 50 年 4 月	「台東区交通安全計画(昭和 50～52 年度)」を策定
昭和 53 年 3 月	交通安全宣言区塔を 2 基(千束 1 丁目・蔵前 1 丁目)設置
4 月	「台東区交通安全計画(昭和 53～55 年度)」を策定
昭和 54 年 6 月	交通安全宣言区塔(上野 1 丁目)を改装
昭和 57 年 3 月	「台東区交通安全計画(昭和 56～60 年度)」を策定
昭和 58 年 3 月	「台東区放置自転車問題検討プロジェクトチーム」設置
12 月	同チーム報告書をまとめる
昭和 59 年 12 月	「東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」を制定
昭和 61 年 8 月	「台東区交通安全計画(昭和 61～65 年度)」を策定
昭和 63 年 7 月	交通安全宣言区塔(蔵前 1 丁目)を廃止
平成 3 年 8 月	「台東区交通安全計画(平成 3～7 年度)」を策定
平成 8 年 10 月	「台東区交通安全計画(平成 8～12 年度)」を策定
平成 11 年 11 月	台東区長、「交通事故非常事態」を宣言
平成 13 年 12 月	「台東区交通安全計画(平成 13～17 年度)」を策定
平成 15 年 9 月	「台東区自転車総合施策検討会」設置
平成 16 年 3 月	同検討会報告書をまとめる
平成 17 年 5 月	首都交通対策協議会会長賞(知事感謝状)受賞
12 月	安全な自転車利用を考えるシンポジウムにて、幼児ヘルメットを配付
平成 19 年 1 月	「台東区交通安全計画(平成 18～22 年度)」を策定
平成 22 年 2 月	「台東区自転車総合施策検討報告書」を作成
平成 23 年 12 月	「台東区交通安全計画(平成 23～27 年度)」を策定
平成 27 年 10 月	「東京都台東区自転車安全利用促進条例」を施行
平成 29 年 3 月	「台東区交通安全計画(平成 28～32 年度)」を策定
令和 2 年 4 月	「東京都台東区自転車安全利用促進条例」一部改正(保険加入義務化)
10 月	「東京都台東区自転車安全利用促進条例」一部改正(点検整備義務化)

令和4年3月 発行
(文書番号) 3年度登録第67号

台東区都市づくり部交通対策課
〒110-8615
東京都台東区東上野4-5-6
TEL: 03(5246)1288